

広島県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）の作成について

1 要旨・目的

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「広活法」という。）に基づき、二地域居住を促進できるよう、県において広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）（以下「広域活性化計画」という。）を作成したので報告する。

2 現状・背景

- 二地域居住の促進を通じた地方への人の流れの創出・拡大を図るため、昨年度、広活法が改正され、市町村は、二地域居住の促進を通じた地域の活性化の実現に向けて、目指す方向性と目標、具体的な手段等を示す「特定居住促進計画」を作成できることとなった。
- 市町村が特定居住促進計画を作成するためには、県において、特定居住に係る拠点施設や重点地区を定めた「広域活性化計画」を作成する必要がある。
- この度、庄原市から特定居住促進計画を作成し、国の支援も受けながら、二地域居住を促進する取組を実施する意向が示されたことから、この取組を支援し、関係人口の拡大など、県における広域的地域活性化を実現するため、広域活性化計画を作成した。

3 計画の概要

人材の交流・循環・結び付きを促進して地域の活力を高めるとともに、東京圏等からの移住の増加につなげていくため、本県の強みである「都市と自然の近接性」を最大限活用し、県内市町の取組と連携を図りながら、関係人口の拡大に向けた取組として、二地域居住を推進していくこととし、「特定居住に係る重点地区の設定（特定居住重点区域）」、「特定居住拠点施設に関する事項」、「計画期間」などを定める。

計画の詳細は別紙のとおり。

4 今後の予定

（1）庄原市

県が作成した広域活性化計画を踏まえて、今後、庄原市において計画の素案を作成し、パブリックコメントの実施など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、特定居住促進計画の作成・公表を行う予定。

（2）広島県

庄原市以外に特定居住促進計画の作成を検討している市町があることから、今後、協議が整い次第、広域活性化計画の改正など必要な対応を行う。

5 その他

広域活性化計画は、県ホームページで公表する。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/nichiikikyozyu.html>

6 予算

—